

委託業務総合評価一般競争入札による契約に関する特約条項

(委託業務総合評価一般競争入札に係る提案内容の履行の報告)

第1条 受注者は、この契約の入札時に行った提案のうち発注者が評価した内容（以下「提案内容」という。）の履行について、発注者が指定した様式により発注者に報告しなければならない。

(提案内容が不履行となった場合の違約金)

第2条 受注者の責に帰すべき事由により提案内容について全部又は一部が不履行となった場合、受注者は発注者の指定する期間内に違約金を支払わなければならない。

2 前項の違約金の額は、次の式により算定する。

違約金の額＝当初の契約金額×（1－実際に受注者が履行した内容に基づいて算出し直した総合評価値／落札時の総合評価値）